

コンテナ運搬船の曲げ振り強度におけるビルジ部の座屈強度評価に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

コンテナ運搬船の曲げ振り強度におけるビルジ部の座屈強度評価に関する事項

改正理由

鋼船規則一部改正「コンテナ運搬船の曲げ振り強度」の内、縦通防撓形式のビルジ外板及び当該部材に付く縦通防撓材の座屈強度評価について簡便な評価基準を作成すべく、非線形解析によるシリーズ計算を実施した。同計算結果に基づき関連規定を改めた。

改正内容

コンテナ運搬船の曲げ振り強度評価におけるビルジ部の座屈強度評価基準を改めた。

改正条項

鋼船規則検査要領 C 編 C32.3.10